

佐野市定住自立圏形成方針

本市は、旧佐野市の区域（以下「中心地域」という。）と、旧田沼町、旧葛生町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する「佐野市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、暮らしに必要な諸機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備するとともに、「自立」するための経済基盤を確立し、魅力ある圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するために、本市は、次に掲げる政策分野について、中心地域や近隣地域の特色を生かした相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- （1）生活機能の強化
- （2）結びつきやネットワークの強化
- （3）圏域マネジメント能力の強化

（連携する具体的事項）

第3条 前条の基本方針に基づく、相互連携や機能分担を行う具体的内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）生活機能の強化

ア 医療

（ア）健康づくりの推進

a 取組の内容

心身ともに健康でいきいきと生活できるように、健康教室や健康相談を開催し、健康に関する情報を提供して、健康づくりの啓発を推進する。また、医師会と連携し、特定健康診査や各種がん検診（健診）の受診を促進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、健康教室や健康相談を開催し、健康に対する正しい知識を深め、健康づくりに取り組んでもらう。また、医師会と連携し、検診の受診を促進する。

(b) 近隣地域においては、中心地域と連携し、健康教室や健康相談を開催し、健康に対する正しい知識を深め、健康づくりに取り組んでもらう。また、医師会と連携し、検診の受診を促進する。

(イ) 地域医療体制の充実

a 取組の内容

必要なときに、安心して医療を受けることができるように、公的病院等の運営の支援や市民病院、国民健康保険診療所の運営を行い、圏域全体の地域医療体制の維持を図る。また、病院、診療所等の医療機関の機能分担や連携を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域医療の中核となる公的病院が先進的な高度医療や救急医療等を提供し、休日・夜間診療所等が休日や平日夜間における一次救急医療の提供を行う。また、圏域内の病院及び診療所との機能分担や連携を図り、安定的な医療を提供する。

(b) 近隣地域においては、市民病院、国民健康保険診療所等が医療を担い、また、中心地域の病院等と連携を図り、地域医療体制を維持する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援

a 取組の内容

子育て支援施設において子育てに対する不安や悩みについての相談や、育児講座の開催、保護者同士の交流の場の提供など地域に密着した子育て支援の充実を図る。また、老朽化した保育施設や多様化するニーズに対応するため、計画的な保育環境の整備を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、子育て支援まちなかプラザ「ゆめぽけっと」等が、育児相談、他の親子と交流する場の提供等を実施し、子育て支援を図る。また、老朽化した保育施設や多様化する保育ニーズに対応するため、計画的な保育環境の整備を推進する。

(b) 近隣地域においては、地域子育て支援センターが、育児相談、他の親子と交流する場の提供等を実施し、子育て支援を図る。また、老朽化した保育施設や多様化する保育ニーズに対応するため、計画的な保育環境の整備を推進する。

ウ 教育

(ア) 教育環境の充実

a 取組の内容

「心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒」の育成を目指し、特色ある教育と心の教育の推進を図る。また、安全で安心して学べる教育環境の整備を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市立小中学校の適正規模・適正配置の推進と安全で快適な学校施設の整備とともに、地域の特性を生かした教育活動、きめ細やかな学習支援、教職員の指導力向上を推進することにより、教育環境の充実を図る。

(b) 近隣地域においては、市立小中学校の適正規模・適正配置の推進と安全で快適な学校施設の整備とともに、地域の特性を生かした教育活動、きめ細やかな学習支援、教職員の指導力向上を推進することにより、教育環境の充実を図る。

エ 土地利用

(ア) 計画的な地域づくりの推進

a 取組の内容

土地利用については、国土利用計画佐野市計画及び佐野市都

市計画マスタープラン(以下「都市マス」という。)等の各種土地利用計画に基づき、都市拠点や産業拠点等の整備を図るとともに、地域の特性を生かした土地利用を計画的に推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、佐野市中心市街地拠点、佐野新都市拠点や産業振興拠点などの機能強化及び広域交通網を生かした計画的な産業用地の確保に向けた取組を進める。また、市街化区域内の低未利用地の活用や農地等の宅地化を推進する。

(b) 近隣地域においては、生活拠点の強化や産業振興拠点等の整備に向けた取組を進めるとともに、北関東自動車道沿線の有効的な土地利用を図るための取組を進める。また、優良農地の保全・確保、森林の整備・確保を図るなど、地域の特性を生かした適正な土地利用を図る。

オ 産業振興

(ア) まちなかの活性化

a 取組の内容

都市機能集積度が高く、居住に便利な環境が整い、人の交流、経済活動の面からも利便性があり、「住んでみたい魅力にあふれている」まちを目指す。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、都市マスに位置付けられている本市の中心市街地として、市民協働によるまちなか居住の推進、公共交通の利便性の向上、イベント開催等によるにぎわい創出、ふれあい・交流を活性化させるための都市基盤施設の再整備を行い、「まちなか居住・交流拠点」として活性化を図る。

(b) 近隣地域においては、田沼地域市街地を「地域安心生活拠点」として、葛生地域市街地を「地域生活・観光拠点」として、それぞれの都市の既存ストックを有効活用しながら活性化を図る。

(イ) 農業の振興

a 取組の内容

首都圏に位置する立地優位性を生かして、消費者ニーズに即した農業の展開を図る。また、関係機関、関係団体と連携し、果樹等の地域農産物の6次産業化を推進する。また、「人・農地プラン」の活用により、農地の有効利用を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、付加価値の高い園芸作物・果樹等の生産を推進するとともに、関係機関、関係団体と連携して、新鮮な農産物とその加工品等の安定出荷体制と販売拡大に取り組む。また、「人・農地プラン」などを活用して、担い手農家へ農地の集積を図る。

(b) 近隣地域においては、地域の立地条件に即した転作作物の生産、園芸振興などにより安定した農業経営を目指すとともに、関係団体と連携し、効率的な出荷に取り組む。また、「人・農地プラン」などを活用して、担い手農家へ農地の集積を図る。

(ウ) 企業誘致の促進

a 取組の内容

交通の要衝である本圏域の優位性を生かした産業団地の造成を推進するとともに、企業誘致を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、東北自動車道や国道50号等を生かした産業団地の造成を推進するとともに、企業誘致を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図る。

(b) 近隣地域においては、北関東自動車道や国道293号等を生かした産業団地の造成を推進するとともに、企業誘致を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図る。

(エ) 観光戦略の展開

a 取組の内容

観光誘客を図るため、自然、歴史、文化及び集客施設などの観光資源を生かした観光戦略を展開する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域の観光資源について情報発信を行うことにより、圏域外からの観光誘客を図る。また、近隣地域と連携し、圏域の観光資源を効果的に結び付け、近隣地域への回遊を図る。

(b) 近隣地域においては、豊かな自然環境などの地域の特色を生かし、体験型宿泊施設の体験メニュー等の拡充を図るとともに、中心地域と連携し、観光誘客を推進する。

カ 防災

(ア) 消防・防災体制の強化

a 取組の内容

消防本部の施設や設備を充実させ、消防・防災体制の強化を図る。また、火災や災害時の要となる消防団の施設や車両の更新を計画的に推進するとともに、消防団員の確保に努める。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域内に災害が発生した場合の拠点施設となる消防本部の施設や設備を充実させ、圏域全体の消防・防災の強化を図る。また、消防団の施設や車両の更新を計画的に推進するとともに、消防団員の確保に努める。

(b) 近隣地域においては、中心地域と連携し、消防団の施設や車両の更新を計画的に推進するとともに、消防団員の確保に努め、地域の消防・防災の強化を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の整備

a 取組の内容

市民生活の安定向上のため、市民の身近な移動手段である市営バス「さーのって号」の路線の確保・維持を図るとともに、

利用者の利便性の向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、大型商業施設、病院等を運行経路に組み込むことにより、市民生活の安定及び利便性の向上を図る。また、圏域外からのアクセスポイントとなる佐野駅や佐野新都市バスターミナルへの運行を行うことにより、首都圏等からの来訪者の移動手段を確保し、圏域内外の交流を図る。

(b) 近隣地域においては、買物、通院等の移動手段として市民生活を支えるとともに、地域の実情や利用者ニーズに合った運行を行い、利便性の向上を図る。

イ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 幹線道路等の整備

a 取組の内容

圏域内外の移動を円滑化し、市民生活、産業活動を支える道路ネットワークの強化のため、幹線道路等の整備を推進し、既存道路の有効活用を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、近隣地域や圏域外からのアクセスを確保するため、国道、県道等と連携を図り、幹線道路、生活道路の整備を推進する。

(b) 近隣地域においては、中心地域や圏域外へのアクセスを確保するため、国道、県道等と連携を図り、幹線道路、生活道路の整備を推進する。

ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 圏域内における地域農産物の消費推進

a 取組の内容

圏域内における地域農産物の地産地消を推進するため、むらづくり団体等の支援を行い、農産物直売所、農村レストランの活性化を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、近隣地域及び関係機関と連携し、むらづくり団体、農産物直売所、農村レストラン等の情報を発信し、近隣地域との交流や圏域外からの誘客を促進することにより、圏域における地産地消の拡大を図る。
- (b) 近隣地域においては、むらづくり団体が地域の特色を生かした祭り・イベントなどや農産物直売所、農村レストランにおいて地域農産物を提供し、圏域における地産地消の拡大を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化

ア 宣言中心市等における人材の育成

(ア) 分権時代を担う職員の育成

a 取組の内容

地方分権の進展に伴い、地域の課題を自ら解決する力が必要とされており、人材育成基本方針に基づいた職員研修を行い、特に政策形成能力を持つ職員の育成に取り組む。

b 機能分担

中心地域、近隣地域の区別なく、全ての職員の政策形成・実行能力を強化するため、外部講師による研修や派遣研修の実施、職員自らの学びを支援することで人材育成を推進する。